

開発許可ハンドブック新旧対照表（令和7年5月）

ページ

目次

新

目次

第1 開発許可制度の概要1-1

1 開発許可制度の趣旨・・・1-1

2 開発許可制度に使われる用語・・・1-1

3 制度のあらまし・・・1-5

4 山口県における開発許可制度の推移・・・1-7

5 許可権者・・・1-9

6 都市計画区域指定状況・・・1-10

7 開発許可制度に関する相談窓口・・・1-13

第2 開発行為の制限2-1

1 開発許可申請の対象となる開発行為・・・2-1

2 開発許可が必要とされる開発行為の面積・・・2-3

3 開発許可不要の開発行為・・・2-3

4 開発許可の特例（協議）・・・2-11

第3 申請前の調査等3-1

1 開発許可の基準・・・3-1

2 開発計画に関する調査・・・3-1

3 公共施設の管理者等の同意、協議・・・3-3

第4 開発行為許可申請（協議申出）手続4-1

1 開発行為許可申請（協議申出）に当たっての留意事項・・・4-1

2 許可申請（協議申出）手続・・・4-2

3 開発許可申請書及びその添付図書・・・4-3

4 設計者の資格・・・4-12

第5 開発工事着手から工事完了までの手続5-1

1 工事着手時・・・5-1

2 工事中の注意事項・・・5-1

3 変更許可申請・変更協議申出・変更届・・・5-2

4 開発行為の廃止・・・5-3

5 許可に基づく地位の承継・・・5-3

6 工事完了公告前の建築制限等・・・5-4

7 工事完了届・・・5-6

8 盛土規制法に関する手続き・・・5-13

旧

目次

第1 開発許可制度の概要1-1

1 開発許可制度の趣旨・・・1-1

2 開発許可制度に使われる用語・・・1-1

3 制度のあらまし・・・1-5

4 山口県における開発許可制度の推移・・・1-7

5 許可権者・・・1-9

6 都市計画区域指定状況・・・1-10

7 開発許可制度に関する相談窓口・・・1-13

第2 開発行為の制限2-1

1 開発許可申請の対象となる開発行為・・・2-1

2 開発許可が必要とされる開発行為の面積・・・2-3

3 開発許可不要の開発行為・・・2-3

4 開発許可の特例（協議）・・・2-11

第3 申請前の調査等3-1

1 開発許可の基準・・・3-1

2 開発計画に関する調査・・・3-1

3 公共施設の管理者等の同意、協議・・・3-3

第4 開発行為許可申請（協議申出）手続4-1

1 開発行為許可申請（協議申出）に当たっての留意事項・・・4-1

2 許可申請（協議申出）手続・・・4-2

3 開発許可申請書及びその添付図書・・・4-3

4 設計者の資格・・・4-12

第5 開発工事着手から工事完了までの手続5-1

1 工事着手時・・・5-1

2 工事中の注意事項・・・5-1

3 変更許可申請・変更協議申出・変更届・・・5-2

4 開発行為の廃止・・・5-3

5 許可に基づく地位の承継・・・5-3

6 工事完了公告前の建築制限等・・・5-4

7 工事完了届・・・5-6

ページ

1-13

新

7 開発許可制度に関する相談窓口（令和7年4月1日現在）

（1）市町及び各土木建築事務所一覧

市町名	担当課名	電話番号	所管土木事務所名	担当課名	電話番号
岩国市	建築指導課	0827-29-5166			
和木町	都市建設課	0827-52-2198	柳井土木建築事務所	建築住宅課	0820-22-0397
柳井市	都市計画課	0820-22-2111			
周防大島町	施設整備課	0820-79-1005	柳井土木建築事務所	建築住宅課	0820-22-0397
上関町	土木建築課	0820-62-0315			
田布施町	建設課	0820-52-5807			
平生町	建設課	0820-56-7118			
下松市	都市政策課	0833-45-1861	周南土木建築事務所	建築住宅課	0834-33-6475
光市	都市政策課	0833-72-1574			
周南市	建築指導課	0834-22-8411			
防府市	都市計画課	0835-25-2451			
山口市	開発指導課	083-934-2846			
宇部市	建築指導課	0836-34-8440			
山陽小野田市	都市計画課	0836-82-1168			
美祢市	建設課	0837-52-5221	宇部土木建築事務所 （美祢支所）	建築住宅課	0837-52-1660
萩市	都市政策課	0838-25-3104			
阿武町	土木建築課	08388-2-3112			
長門市	都市建設課	0837-23-1152			
下関市	建築指導課	083-227-2477			

（2）県（本庁）

山口県土木建築部建築指導課 開発審査班 083-933-3866

旧

7 開発許可制度に関する相談窓口（令和5年4月1日現在）

（1）市町及び各土木建築事務所一覧

市町名	担当課名	電話番号	所管土木事務所名	担当課名	電話番号
岩国市	建築指導課	0827-29-5166			
和木町	都市建設課	0827-52-2198	柳井土木建築事務所	建築住宅課	0820-22-0397
柳井市	都市計画・建築課	0820-22-2111			
周防大島町	施設整備課	0820-79-1005	柳井土木建築事務所	建築住宅課	0820-22-0397
上関町	土木建築課	0820-62-0315			
田布施町	建設課	0820-52-5807			
平生町	建設課	0820-56-7118			
下松市	都市政策課	0833-45-1861	周南土木建築事務所	建築住宅課	0834-33-6475
光市	都市政策課	0833-72-1574			
周南市	建築指導課	0834-22-8411			
防府市	開発建築指導課	0835-25-2451			
山口市	開発指導課	083-934-2846			
宇部市	建築指導課	0836-34-8440			
山陽小野田市	都市計画課	0836-82-1168			
美祢市	建設課	0837-52-5221	宇部土木建築事務所 （美祢支所）	建築住宅課	0837-52-1660
萩市	都市政策課	0838-25-3104			
阿武町	土木建築課	08388-2-3112			
長門市	都市建設課	0837-23-1152			
下関市	建築指導課	083-227-2477			

（2）県（本庁）

山口県土木建築部建築指導課 開発審査班 083-933-3866

1-13

ページ

新

旧

4-3	3 開発許可申請書及びその添付図書 (1) 開発許可申請書添付書面 各様式については「第10 開発許可制度に係る申請書等の様式」を、記載方法については「第11 開発許可申請書等の記載例」を参照してください。 <table><tr><th rowspan="2">書類の名称</th><th rowspan="2">様式根拠</th><th rowspan="2">明示すべき事項、添付書類、作成留意事項</th><th colspan="3">添付要否</th></tr><tr><th>自己居住</th><th>自己業務</th><th>自己用外</th></tr><tr><td>開発行為許可申請書 (様式有り) (記載例有り)</td><td>省令別記 様式第2 ・第2の2</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>開発許可特例協議申出書 (様式有り)</td><td>県規則第4号様式の2</td><td></td><td>—</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>設計説明書 (様式有り) (記載例有り)</td><td>県規則第16号様式</td><td>○設計の方針、開発区域内の土地の現況、土地利用計画、公共施設の整備計画等を記載すること。</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>資金計画書 (様式有り) (記載例有り)</td><td>省令別記 様式第3</td><td>○収支計画及び年度別資金計画を明示すること。 ○金融機関の発行する以下のいずれかの書類を添付すること。 ・融資証明書 ・預金等残高証明書</td><td>△ (※1)</td><td>1ha以上 ○ 1ha未満 △ (※1)</td><td>○</td></tr><tr><td>公共施設の管理者の同意書</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>公共施設の管理者との協議経過書</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>水道事業者との協議経過書</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>開発行為の同意書 (様式有り) (記載例有り)</td><td>県規則第17号様式</td><td>○開発区域内等権利者一覧表（県規則第17号様式別紙）を添付すること。 ○同意者の本人確認書類(※2)を添付すること。</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>土地の登記事項証明書</td><td></td><td>○申請時から3月以内に作成されたものであること。</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>設計者の資格に関する申告書 (様式有り) (記載例有り)</td><td>県規則第18号様式</td><td>○開発区域の面積が1ha以上の場合に限り必要であること。 ○卒業証明書又は資格証明書を添付すること。</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>申請者の資力及び信用に関する申告書 (様式有り) (記載例有り)</td><td>県規則第2号様式</td><td>○以下の書類を添付すること。 【法人の場合】 ・法人の登記事項証明書 ・役員(※4)の住民票の写し又は個人番号カードの写し(表面のみ) ・暴力団等に該当しないこと旨の誓約書 ・法人税及び事業税の納税証明書 ・直前事業年度の財務諸表</td><td>△ (※1) (※3)</td><td>1ha以上 ○ 1ha未満 △ (※1) (※3)</td><td>○</td></tr></table>	書類の名称	様式根拠	明示すべき事項、添付書類、作成留意事項	添付要否			自己居住	自己業務	自己用外	開発行為許可申請書 (様式有り) (記載例有り)	省令別記 様式第2 ・第2の2		○	○	○	開発許可特例協議申出書 (様式有り)	県規則第4号様式の2		—	○	○	設計説明書 (様式有り) (記載例有り)	県規則第16号様式	○設計の方針、開発区域内の土地の現況、土地利用計画、公共施設の整備計画等を記載すること。	×	○	○	資金計画書 (様式有り) (記載例有り)	省令別記 様式第3	○収支計画及び年度別資金計画を明示すること。 ○金融機関の発行する以下のいずれかの書類を添付すること。 ・融資証明書 ・預金等残高証明書	△ (※1)	1ha以上 ○ 1ha未満 △ (※1)	○	公共施設の管理者の同意書			○	○	○	公共施設の管理者との協議経過書			○	○	○	水道事業者との協議経過書			○	○	○	開発行為の同意書 (様式有り) (記載例有り)	県規則第17号様式	○開発区域内等権利者一覧表（県規則第17号様式別紙）を添付すること。 ○同意者の本人確認書類(※2)を添付すること。	○	○	○	土地の登記事項証明書		○申請時から3月以内に作成されたものであること。	○	○	○	設計者の資格に関する申告書 (様式有り) (記載例有り)	県規則第18号様式	○開発区域の面積が1ha以上の場合に限り必要であること。 ○卒業証明書又は資格証明書を添付すること。	○	○	○	申請者の資力及び信用に関する申告書 (様式有り) (記載例有り)	県規則第2号様式	○以下の書類を添付すること。 【法人の場合】 ・法人の登記事項証明書 ・役員(※4)の住民票の写し又は個人番号カードの写し(表面のみ) ・暴力団等に該当しないこと旨の誓約書 ・法人税及び事業税の納税証明書 ・直前事業年度の財務諸表	△ (※1) (※3)	1ha以上 ○ 1ha未満 △ (※1) (※3)	○	3 開発許可申請書及びその添付図書 (1) 開発許可申請書添付書面 各様式については「第10 開発許可制度に係る申請書等の様式」を、記載方法については「第11 開発許可申請書等の記載例」を参照してください。 <table><tr><th rowspan="2">書類の名称</th><th rowspan="2">様式根拠</th><th rowspan="2">明示すべき事項、添付書類、作成留意事項</th><th colspan="3">添付要否</th></tr><tr><th>自己居住</th><th>自己業務</th><th>自己用外</th></tr><tr><td>開発行為許可申請書 (様式有り) (記載例有り)</td><td>省令別記 様式第2 ・第2の2</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>開発許可特例協議申出書 (様式有り)</td><td>県規則第4号様式の2</td><td></td><td>—</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>設計説明書 (様式有り) (記載例有り)</td><td>県規則第16号様式</td><td>○設計の方針、開発区域内の土地の現況、土地利用計画、公共施設の整備計画等を記載すること。</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>資金計画書 (様式有り) (記載例有り)</td><td>省令別記 様式第3</td><td>○収支計画及び年度別資金計画を明示すること。 ○金融機関の発行する以下のいずれかの書類を添付すること。 ・融資証明書 ・預金等残高証明書</td><td>△ (※1)</td><td>1ha以上 ○ 1ha未満 △ (※1)</td><td>○</td></tr><tr><td>公共施設の管理者の同意書</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>公共施設の管理者との協議経過書</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>水道事業者との協議経過書</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>開発行為の同意書 (様式有り) (記載例有り)</td><td>県規則第17号様式</td><td>○開発区域内等権利者一覧表（県規則第17号様式別紙）を添付すること。 ○同意者の本人確認書類(※2)を添付すること。</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>土地の登記事項証明書</td><td></td><td>○申請時から3月以内に作成されたものであること。</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>設計者の資格に関する申告書 (様式有り) (記載例有り)</td><td>県規則第18号様式</td><td>○開発区域の面積が1ha以上の場合に限り必要であること。 ○卒業証明書又は資格証明書を添付すること。</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>申請者の資力及び信用に関する申告書 (様式有り) (記載例有り)</td><td>県規則第2号様式</td><td>○以下の書類を添付すること。 【法人の場合】 ・法人の登記事項証明書 ・役員の住民票の写し又は個人番号カードの写し(表面のみ) ・暴力団等に該当しないこと旨の誓約書 ・法人税及び事業税の納税証明書 ・直前事業年度の財務諸表</td><td>△ (※1) (※3)</td><td>1ha以上 ○ 1ha未満 △ (※1) (※3)</td><td>○</td></tr></table>	書類の名称	様式根拠	明示すべき事項、添付書類、作成留意事項	添付要否			自己居住	自己業務	自己用外	開発行為許可申請書 (様式有り) (記載例有り)	省令別記 様式第2 ・第2の2		○	○	○	開発許可特例協議申出書 (様式有り)	県規則第4号様式の2		—	○	○	設計説明書 (様式有り) (記載例有り)	県規則第16号様式	○設計の方針、開発区域内の土地の現況、土地利用計画、公共施設の整備計画等を記載すること。	×	○	○	資金計画書 (様式有り) (記載例有り)	省令別記 様式第3	○収支計画及び年度別資金計画を明示すること。 ○金融機関の発行する以下のいずれかの書類を添付すること。 ・融資証明書 ・預金等残高証明書	△ (※1)	1ha以上 ○ 1ha未満 △ (※1)	○	公共施設の管理者の同意書			○	○	○	公共施設の管理者との協議経過書			○	○	○	水道事業者との協議経過書			○	○	○	開発行為の同意書 (様式有り) (記載例有り)	県規則第17号様式	○開発区域内等権利者一覧表（県規則第17号様式別紙）を添付すること。 ○同意者の本人確認書類(※2)を添付すること。	○	○	○	土地の登記事項証明書		○申請時から3月以内に作成されたものであること。	○	○	○	設計者の資格に関する申告書 (様式有り) (記載例有り)	県規則第18号様式	○開発区域の面積が1ha以上の場合に限り必要であること。 ○卒業証明書又は資格証明書を添付すること。	○	○	○	申請者の資力及び信用に関する申告書 (様式有り) (記載例有り)	県規則第2号様式	○以下の書類を添付すること。 【法人の場合】 ・法人の登記事項証明書 ・役員の住民票の写し又は個人番号カードの写し(表面のみ) ・暴力団等に該当しないこと旨の誓約書 ・法人税及び事業税の納税証明書 ・直前事業年度の財務諸表	△ (※1) (※3)	1ha以上 ○ 1ha未満 △ (※1) (※3)	○
書類の名称	様式根拠				明示すべき事項、添付書類、作成留意事項	添付要否																																																																																																																																																		
		自己居住	自己業務	自己用外																																																																																																																																																				
開発行為許可申請書 (様式有り) (記載例有り)	省令別記 様式第2 ・第2の2		○	○	○																																																																																																																																																			
開発許可特例協議申出書 (様式有り)	県規則第4号様式の2		—	○	○																																																																																																																																																			
設計説明書 (様式有り) (記載例有り)	県規則第16号様式	○設計の方針、開発区域内の土地の現況、土地利用計画、公共施設の整備計画等を記載すること。	×	○	○																																																																																																																																																			
資金計画書 (様式有り) (記載例有り)	省令別記 様式第3	○収支計画及び年度別資金計画を明示すること。 ○金融機関の発行する以下のいずれかの書類を添付すること。 ・融資証明書 ・預金等残高証明書	△ (※1)	1ha以上 ○ 1ha未満 △ (※1)	○																																																																																																																																																			
公共施設の管理者の同意書			○	○	○																																																																																																																																																			
公共施設の管理者との協議経過書			○	○	○																																																																																																																																																			
水道事業者との協議経過書			○	○	○																																																																																																																																																			
開発行為の同意書 (様式有り) (記載例有り)	県規則第17号様式	○開発区域内等権利者一覧表（県規則第17号様式別紙）を添付すること。 ○同意者の本人確認書類(※2)を添付すること。	○	○	○																																																																																																																																																			
土地の登記事項証明書		○申請時から3月以内に作成されたものであること。	○	○	○																																																																																																																																																			
設計者の資格に関する申告書 (様式有り) (記載例有り)	県規則第18号様式	○開発区域の面積が1ha以上の場合に限り必要であること。 ○卒業証明書又は資格証明書を添付すること。	○	○	○																																																																																																																																																			
申請者の資力及び信用に関する申告書 (様式有り) (記載例有り)	県規則第2号様式	○以下の書類を添付すること。 【法人の場合】 ・法人の登記事項証明書 ・役員(※4)の住民票の写し又は個人番号カードの写し(表面のみ) ・暴力団等に該当しないこと旨の誓約書 ・法人税及び事業税の納税証明書 ・直前事業年度の財務諸表	△ (※1) (※3)	1ha以上 ○ 1ha未満 △ (※1) (※3)	○																																																																																																																																																			
書類の名称	様式根拠	明示すべき事項、添付書類、作成留意事項	添付要否																																																																																																																																																					
			自己居住	自己業務	自己用外																																																																																																																																																			
開発行為許可申請書 (様式有り) (記載例有り)	省令別記 様式第2 ・第2の2		○	○	○																																																																																																																																																			
開発許可特例協議申出書 (様式有り)	県規則第4号様式の2		—	○	○																																																																																																																																																			
設計説明書 (様式有り) (記載例有り)	県規則第16号様式	○設計の方針、開発区域内の土地の現況、土地利用計画、公共施設の整備計画等を記載すること。	×	○	○																																																																																																																																																			
資金計画書 (様式有り) (記載例有り)	省令別記 様式第3	○収支計画及び年度別資金計画を明示すること。 ○金融機関の発行する以下のいずれかの書類を添付すること。 ・融資証明書 ・預金等残高証明書	△ (※1)	1ha以上 ○ 1ha未満 △ (※1)	○																																																																																																																																																			
公共施設の管理者の同意書			○	○	○																																																																																																																																																			
公共施設の管理者との協議経過書			○	○	○																																																																																																																																																			
水道事業者との協議経過書			○	○	○																																																																																																																																																			
開発行為の同意書 (様式有り) (記載例有り)	県規則第17号様式	○開発区域内等権利者一覧表（県規則第17号様式別紙）を添付すること。 ○同意者の本人確認書類(※2)を添付すること。	○	○	○																																																																																																																																																			
土地の登記事項証明書		○申請時から3月以内に作成されたものであること。	○	○	○																																																																																																																																																			
設計者の資格に関する申告書 (様式有り) (記載例有り)	県規則第18号様式	○開発区域の面積が1ha以上の場合に限り必要であること。 ○卒業証明書又は資格証明書を添付すること。	○	○	○																																																																																																																																																			
申請者の資力及び信用に関する申告書 (様式有り) (記載例有り)	県規則第2号様式	○以下の書類を添付すること。 【法人の場合】 ・法人の登記事項証明書 ・役員の住民票の写し又は個人番号カードの写し(表面のみ) ・暴力団等に該当しないこと旨の誓約書 ・法人税及び事業税の納税証明書 ・直前事業年度の財務諸表	△ (※1) (※3)	1ha以上 ○ 1ha未満 △ (※1) (※3)	○																																																																																																																																																			

4-3

4-3

ページ

4-4

新

書類の名称	様式 根拠	明示すべき事項、添付書類、 作成留意事項	添付要否		
			自己 居住	自己 業務	自己 用外
		【個人の場合】 ・住民票の写し又は個人番号カードの写し（表面のみ） ・暴力団等に該当しないこと旨の誓約書 ・所得税及び事業税の納税証明書 ・直前事業年度の財務諸表			
工事施行者の能力に関する申告書 （様式有り） （記載例有り）	県規則第3号様式	○以下の書類を添付すること。 【法人の場合】 ・法人の登記事項証明書 ・建設業の有効な許可があることを示す書類(※5) 【個人の場合】 ・住民票の写し又は個人番号カードの写し（表面のみ） ・建設業の有効な許可があることを示す書類(※5)	△ (※1)	1ha以上 ○ 1ha未満 △ (※1)	○
他法令に基づく許可書等の写し			○	○	○
設計図面		・図面毎に作成者氏名を記入すること。 ・各図面の作り方等については、次頁以下の(2)を参照すること。	○	○	○
都市計画法第34条該当に関する申告書		・法第34条第1号から第13号までのいずれかに該当することにより許可を受ける場合には法第34条に該当する申告書を添付すること。	○	○	○
開発審査会の議を経た旨の通知書の写し		・法第34条第14号に該当することにより許可を受ける場合に必要であること。	○	○	○
義務教育施設の設置義務者との協議経過書		・開発区域の面積が20ha以上の場合で、当該開発区域内に居住することとなる者がある場合に限り必要であること。	○	○	○
一般電気事業者等及び一般ガス事業者との協議経過書		・開発区域の面積が40ha以上の場合に限り必要であること。	○	○	○
鉄道事業者及び軌道経営者との協議経過書		・開発区域の面積が40ha以上の場合に限り必要であること。	○	○	○
市民農園開設認定書の写し		・市民農園整備促進法第12条第1項の規定に基づき法第34条第14号に該当するものとみなされた開発行為に係る申請に限り必要であること。 ・市民農園の区域並びに市民農園施設の配置及び種別を表示した図面を添付すること。	○	○	○

旧

書類の名称	様式 根拠	明示すべき事項、添付書類、 作成留意事項	添付要否		
			自己 居住	自己 業務	自己 用外
		【個人の場合】 ・住民票の写し又は個人番号カードの写し（表面のみ） ・暴力団等に該当しないこと旨の誓約書 ・所得税及び事業税の納税証明書 ・直前事業年度の財務諸表			
工事施行者の能力に関する申告書 （様式有り） （記載例有り）	県規則第3号様式	○以下の書類を添付すること。 【法人の場合】 ・法人の登記事項証明書 ・建設業の有効な許可があることを示す書類(※3) 【個人の場合】 ・住民票の写し又は個人番号カードの写し（表面のみ） ・建設業の有効な許可があることを示す書類(※3)	△ (※1)	1ha以上 ○ 1ha未満 △ (※1)	○
他法令に基づく許可書等の写し			○	○	○
設計図面		・図面毎に作成者氏名を記入すること。 ・各図面の作り方等については、次頁以下の(2)を参照すること。	○	○	○
都市計画法第34条該当に関する申告書		・法第34条第1号から第13号までのいずれかに該当することにより許可を受ける場合には法第34条に該当する申告書を添付すること。	○	○	○
開発審査会の議を経た旨の通知書の写し		・法第34条第14号に該当することにより許可を受ける場合に必要であること。	○	○	○
義務教育施設の設置義務者との協議経過書		・開発区域の面積が20ha以上の場合で、当該開発区域内に居住することとなる者がある場合に限り必要であること。	○	○	○
一般電気事業者等及び一般ガス事業者との協議経過書		・開発区域の面積が40ha以上の場合に限り必要であること。	○	○	○
鉄道事業者及び軌道経営者との協議経過書		・開発区域の面積が40ha以上の場合に限り必要であること。	○	○	○
市民農園開設認定書の写し		・市民農園整備促進法第12条第1項の規定に基づき法第34条第14号に該当するものとみなされた開発行為に係る申請に限り必要であること。 ・市民農園の区域並びに市民農園施設の配置及び種別を表示した図面を添付すること。	○	○	○

4-4

ページ

4-5

新

書類の名称	様式根拠	明示すべき事項、添付書類、作成留意事項	添付要否		
			自己居住	自己業務	自己用外
地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第6条第1項に規定する基本計画に即し行われる開発行為であることを証する書面		・地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第31条第3項の規定に基づき法第34条第14号に該当するものとみなされた開発行為に係る申請に限り必要であること。 ・地方拠点都市地域における都市計画法の特例等に関する省令第8条第2項の協議に係る基計画に添付した図面の写しを添付すること。	○	○	○

※1 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要する工事の場合は、提出が必要。

※2 同意者の本人確認書類とは、以下の書類をいう。なお、本人確認書類の添付は、関係権利者の同意についてのみ必要であり、周辺権利者等の同意については不要です。（関係権利者及び周辺権利者等については、p.7-34参照）

・印鑑登録証明書（同意書に同意者の実印が押印されている場合）

・印鑑証明書（法人の場合に限る）

・住民票の写し

・個人番号カード（表面のみ）

・運転免許証

・運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）

・在留カード又は特別永住者証明書

・これらに類するものであって、氏名、生年月日及び住所を証する書類として知事が認めるもの

※3 完了公告の事務処理時において、提出不要としている法人の全部事項証明書又は住民票の写しの提出が必要です。

※4 法人の役員とは、法人の業務を執行する者・事業について決定権を持つ者。

例) 株式会社における会社法上の役員の中の取締役など

※5 建設業許可証の写し又は「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」を活用した資料

旧

書類の名称	様式根拠	明示すべき事項、添付書類、作成留意事項	添付要否		
			自己居住	自己業務	自己用外
地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第31条第3項の規定に基づき法第34条第14号に該当するものとみなされた開発行為に係る申請に限り必要であることを証する書面		・地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第31条第3項の規定に基づき法第34条第14号に該当するものとみなされた開発行為に係る申請に限り必要であること。 ・地方拠点都市地域における都市計画法の特例等に関する省令第8条第2項の協議に係る基計画に添付した図面の写しを添付すること。	○	○	○

※1 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要する工事の場合は、提出が必要。

※2 本人確認書類とは以下の書類をいう。

・印鑑登録証明書（同意書に同意者の実印が押印されている場合）

・印鑑証明書（法人の場合に限る）

・住民票の写し

・個人番号カード（表面のみ）

・運転免許証

・運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）

・在留カード又は特別永住者証明書

・これらに類するものであって、氏名、生年月日及び住所を証する書類として知事が認めるもの

※3 完了公告の事務処理時において、提出不要としている法人の全部事項証明書又は住民票の写しの提出が必要です。

ページ

4-12

新

4 設計者の資格

開発行為に関する工事のうち、周辺に大きな影響を与えるおそれのあるもの又は設計について専門的な能力を要すると考えられるものについて、その設計に係る設計図書は、次の表に掲げる者が作成したものでなければならない。（法第31条、省令第18条・19条）

開発区域の面積	設計する資格を有する者
1ha以上20ha未満	① 大学（短大を除く。）において正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修め卒業後、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務経験を有する者 ② 昼間3年制短大において正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修め卒業後、宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者 ③ 短大、高専又は旧専門学校において正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修め卒業後、宅地開発に関する技術に関して4年以上の実務経験を有する者 ④ 高校又は旧中等学校において正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修め卒業後、宅地開発に関する技術に関して7年以上の実務経験を有する者 ⑤ 技術士法による本試験のうち建設部門、水道部門及び衛生工学部門に合格した者で、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務経験を有するもの ⑥ 1級建築士の資格を有する者で、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務経験を有するもの ⑦ 土木、建築、都市計画又は造園に関する10年以上の実務経験を有する者（7年以上宅地開発に関する技術に関する実務経験を有する者に限る。）で国土交通大臣の指定する講習を修了したもの ⑧ その他国土交通大臣の認める者 ・大学の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木、建築、都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して1年以上の実務経験を有する者
20ha以上	① 上欄のいずれかに該当する者で、開発区域の面積が20ha以上の開発行為に関する工事の総合的な設計に係る図書を作成した経験を有するもの ② 国土交通大臣が①と同等な経験を有すると認めた者

注）1 「宅地開発に関する技術の経験」とは、宅地造成工事の設計図書の作成又は宅地造成工事の監理をいうものであること。
2 「国土交通大臣の指定する講習」として現在行われているものは、次のとおり。
（一財）全国建設研修センターが実施する「宅地造成技術講習」
3 盛土規制法のみなし許可となる工事で、盛土規制法上資格が必要となるものについては、盛土規制法に適合する設計者の資格が必要となる。
（盛土ハンドブック（手続編）II-27参照）

4-12

旧

4 設計者の資格

開発行為に関する工事のうち、周辺に大きな影響を与えるおそれのあるもの又は設計について専門的な能力を要すると考えられるものについて、その設計に係る設計図書は、次の表に掲げる者が作成したものでなければならない。（法第31条、省令第18条・19条）

開発区域の面積	設計する資格を有する者
1ha以上20ha未満	① 大学（短大を除く。）において正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修め卒業後、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務経験を有する者 ② 昼間3年制短大において正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修め卒業後、宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者 ③ 短大、高専又は旧専門学校において正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修め卒業後、宅地開発に関する技術に関して4年以上の実務経験を有する者 ④ 高校又は旧中等学校において正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修め卒業後、宅地開発に関する技術に関して7年以上の実務経験を有する者 ⑤ 技術士法による本試験のうち建設部門、水道部門及び衛生工学部門に合格した者で、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務経験を有するもの ⑥ 1級建築士の資格を有する者で、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務経験を有するもの ⑦ 土木、建築、都市計画又は造園に関する10年以上の実務経験を有する者（7年以上宅地開発に関する技術に関する実務経験を有する者に限る。）で国土交通大臣の指定する講習を修了したもの ⑧ その他国土交通大臣の認める者 ・大学の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木、建築、都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して1年以上の実務経験を有する者
20ha以上	① 上欄のいずれかに該当する者で、開発区域の面積が20ha以上の開発行為に関する工事の総合的な設計に係る図書を作成した経験を有するもの ② 国土交通大臣が①と同等な経験を有すると認めた者

注）1 「宅地開発に関する技術の経験」とは、宅地造成工事の設計図書の作成又は宅地造成工事の監理をいうものであること。
2 「国土交通大臣の指定する講習」として現在行われているものは、次のとおり。
（一財）全国建設研修センターが実施する「宅地造成技術講習」

4-12

ページ	新	旧
5-13	<u>8 盛土規制法に関する手続き（盛土規制法第 18 条（第 37 条）、第 19 条（第 38 条））</u> <u>みなし許可により適用される盛土規制法の手続きは次のとおり。</u> <u>（１） 中間検査（盛土規制法第 18 条（第 37 条））</u> <u>政令で定められた規模を超え、かつ、特定工程を含む工事については、当該特定工程について中間検査を受検しなければならない。中間検査の結果、特定工程に関する工事範囲について技術的基準への適合を確認し、問題がなければ「中間検査合格証」を交付する。</u> <u>なお、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程以降の工程に着手することはできない。</u> <u>すなわち、特定工程である排水施設（暗渠排水）を設置した段階で中間検査を受検し、それに続く排水施設周辺の碎石等による埋戻しは中間検査合格証の交付後に着手しなければならない。</u> <u>詳細については、盛土ハンドブック（施行編）Ⅳ-9参照。</u> <u>※みなし許可にかかる中間検査には別途手数料の納付が必要です（盛土ハンドブック（手続編）Ⅱ-18 参照）。</u> <u>（２） 定期報告（盛土規制法第 19 条（第 38 条））</u> <u>政令で定められた規模を超える工事については、許可を受けた日から 3 箇月ごとに工事の実施の状況やその他主務省令で定める事項について、報告しなければならない。</u> <u>詳細については、盛土ハンドブック（施行編）Ⅳ-20～22参照。</u>	(新規)

ページ

12-2

新

(3) 建築物の特例許可申請手数料（法第 41 条第 2 項ただし書）

47,000円

(4) 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料（法第 42 条第 1 項ただし書）

26,000円

(5) 開発許可を受けていない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料（法第 43 条第 1 項）

敷地の面積	手数料額（円）
0.1ha未満	7,000
0.1ha以上 0.3ha未満	18,000
0.3ha以上 0.6ha未満	39,000
0.6ha以上 1ha未満	71,000
1ha以上	99,000

(6) 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料（法第 45 条）

区 分		手数料額（円）
自己居住用		1,700
自己業務用	開発区域の面積が 1ha 未満	1,700
	開発区域の面積が 1ha 以上	2,700
そ の 他		17,000

(7) 開発登録簿の写しの交付手数料（法第 47 条第 5 項）

用紙 1 枚につき 480円

2 盛土規制法の間接検査申請手数料

盛土ハンドブック（手続編）II-18 参照

旧

(3) 建築物の特例許可申請手数料（法第 41 条第 2 項ただし書）

47,000円

(4) 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料（法第 42 条第 1 項ただし書）

26,000円

(5) 開発許可を受けていない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料（法第 43 条第 1 項）

敷地の面積	手数料額（円）
0.1ha未満	7,000
0.1ha以上 0.3ha未満	18,000
0.3ha以上 0.6ha未満	39,000
0.6ha以上 1ha未満	71,000
1ha以上	99,000

(6) 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料（法第 45 条）

区 分		手数料額（円）
自己居住用		1,700
自己業務用	開発区域の面積が 1ha 未満	1,700
	開発区域の面積が 1ha 以上	2,700
そ の 他		17,000

(7) 開発登録簿の写しの交付手数料（法第 47 条第 5 項）

用紙 1 枚につき 480円

2 優良宅地造成等の認定に関する事務

(1) 優良宅地造成認定申請手数料

造成宅地の面積	手数料額（円）
(0.1ha未満 市町村の定めによる)	
0.1ha以上 0.3ha未満	130,000
0.3ha以上 0.6ha未満	190,000
0.6ha以上 1ha未満	260,000
1ha以上 3ha未満	390,000
3ha以上 6ha未満	520,000
6ha以上 10ha未満	670,000
10ha以上	890,000

12-2